

第10回 名古屋青年税法ディベート大会 プログラム

2018年10月20日（土）

名城大学天白キャンパス

共通講義棟東 H304教室

MeiSeiZe



名城大学

Meijo University

2018年 名古屋青年税法ディベート大会 プログラム

1. 大会概要

- (1) 日時 2018年10月20日(土) 13:30 ~ 17:55
懇親会 18:10 ~ 20:00
- (2) 会場 名城大学天白キャンパス
- ・ 大会会場 共通講義棟東 H304 教室
 - ・ 審査員控室 共通講義棟東 H303 演習室
 - ・ 参加者控室(名古屋青税チーム) 共通講義棟東 H305 演習室
 - ・ 懇親会場 タワー75 レセプションホール(15階)
- (3) 参加者
名古屋青年税理士連盟、名城大学・伊川正樹ゼミ
- (4) 審査員
浪花 健三 先生(相山女学園大学教授)
伊藤 雄太 先生(税理士・名古屋学院大学大学院客員教授)
大石 佳明 先生(税理士)
* 司会進行、時計係:名城大学学生
- (5) ディベートの形式
- ・ ジャンケンにより先攻・後攻を決める。 * 先攻が納税者側
 - ・ 決定後、立論を相手チーム、審査員および各大学教員に渡す。
* 立論および与件に関する事前合意事項はあらかじめプリントアウトしたものを人数分用意しておいてください。なお、立論の配布は、名城大学の学生がお手伝いいたします。

前半

- ・ 立論 先攻側(5分)・後攻側(5分)
- ・ 作戦タイム(2分)
- ・ ディベート 先攻側質問・後攻側回答(8分)
後攻側質問・先攻側回答(8分)
- ・ 作戦タイム(1分)
- ・ 最終弁論 先攻側(1分)・後攻側(1分)
- * 立場を完全に入れ替えて、後半に入る。

後半

- ・ 立論 後攻側 (5分)・先攻側 (5分)
- ・ 作戦タイム (2分)
- ・ ディベート 後攻側質問・先攻側回答 (8分)
先攻側質問・後攻側回答 (8分)
- ・ 作戦タイム (1分)
- ・ 最終弁論 後攻側 (1分)・先攻側 (1分)

- ・ 勝敗結果発表、審査員講評

2. 大会スケジュール

開会式

13:30～13:40 開会式

開会の挨拶、審査員紹介、選手宣誓、大会ルールの説明、諸注意

第1試合

13:40～13:50 第1試合の事案紹介 (名城大学3年生)

13:50～15:05 第1試合 名青税Aチーム 対 名城大学4年生Aチーム

<テーマ> 外国旅行会社への訪日旅行パッケージツアーの提供は輸出免税取引に当たるか否か? (東京地判平成27年3月26日 TAINS Z888-1938, 控訴審・東京高判平成28年2月9日 TAINS Z888-1996)

<与件>

1. 事実は、裁判所の認定事実を前提とする。
2. 登場人物は、納税者をX、韓国の親会社であるA社、原処分庁をYと呼ぶ。
3. 判決文における争点2と争点4については触れず、争点1と争点3を争う。争点1と争点3の両方争うか、一方だけ争うかは、各チームの判断に委ねる。
4. 本件取引について、争点1に関して「資産の譲渡」とし、争点3に関して「役務の提供」と主張することは、主張の矛盾とはみなさない。
5. Xによる税関長証明書類の提出の有無については争わない。

- ・ 審査員からの講評

15:05～15:20 休憩

15:20～15:55 両チームによるディベートの振り返り・意見交換

第2試合

15:55～17:10 第2試合 名青税Bチーム 対 名城大学4年生Bチーム
＜テーマ＞ 不動産所得を廃止することの是非

＜与件＞

1. 不動産所得の廃止に賛成する立場（廃止を主張する立場）を「廃止側」と呼び、反対する立場を「存続側」と呼ぶ。
2. 廃止側は、不動産所得を廃止し、それらの所得は、現行所得税法上の他の所得に含まれることを前提として主張する。「現行所得税法上の他の所得」であれば、その範囲は制限しない。その他の制度についても、すべて現行法のしくみを維持した形で不動産所得という区分を廃止することの是非を争う。
3. 存続側は、現行制度の維持を主張するものとする。
4. いずれの立場においても、一部廃止などの主張は行わず、全面的な廃止の是非を争う。

・ 審査員からの講評

17:10～17:45 両チームによるディベートの振り返り・意見交換

閉会式

17:45～17:55 閉会式（表彰、閉会の挨拶）

名青税賞・名城賞

17:55～18:10 懇親会場へ移動

18:10～20:00 懇親会（タワー75 15階レセプションホール）

ディベート審査に関する留意事項

<趣 旨>

学修・研究の成果をよりよく発表させ、それを適切に評価するという教育的観点に立つて、公平な審査をすることができるように留意する。

なお、この留意事項は、ディベートを審査する場合のガイドラインであり、審査員およびディベーターを過度に拘束するものではないことに留意すべきである。

<留意事項>

1. 各項目の採点につき、3点を標準とし、良いと認められれば4点、5点へと加点し、不十分であると認められる場合には2点、1点へと減点する。なお、審査員の裁量により0点をつけることもできるものとする。
2. 審査員は、ディベートの内容を評価するにあたって、テーマに関する自らの意見から離れて、あくまで双方の立論や質疑内容に基づき客観的かつ公平に審査するものとする。なお、ディベートの内容に関する講評は、試合後の講評の中でコメントするものとする。
3. 素材とする判決の事実関係、判決の内容を適切に踏まえているか。理解が不正確な場合、判決の内容に触れていない場合には、減点とすることができる（立論、ディベートの各項目の中のどこで減点をするかは審査員の裁量に委ねる）。
4. 事前の合意事項を双方でまとめ、試合開始前に審査員等に提出する。その合意事項に反する主張ないしディベートを行った場合には、審査員の判断により減点の対象とすることができる。
5. ディベートにあたっては、立論5分、質問8分、最終弁論1分で時間厳守とする。時間オーバーや30秒以上時間が余った場合は審査員の判断でマナー点を減点する。タイムキーパーは、1分前と30秒前に合図をおこない、終了時に時間を読み上げるものとする。
6. ディベートの質疑では、お互いに誠実に質問と回答を行い、相手の意見を真摯に聴くことも審査する。たとえば、相手の質問や回答を頻繁にさえぎったり、相手の質問時間に逆質問（質問への回答のための確認の質問は可）を行ったり、相手の質問に意図的に答えなかった場合は審査員の判断でマナー点を減点することができる。
7. 相手側の質問時間に質問を行った場合、逆質問とする。ただし、逆質問であるかは、審査員が判断して減点することができる。なお、相手側の質問の立場や趣旨を明らかにするための確認の質問は、逆質問として減点の対象とはしない。しかし、相手

側が立論その他で主張を明らかにしているにもかかわらず、なおもそれを執拗に確認するような逆質問は減点の対象とする。

8. ディベートの審査にあたっては、連携力も評価する。質問や回答が明らかに特定のディベーターに偏っていた場合は、審判員の判断で連携力を減点することができる。反対に、メンバー全員が一致協力してチームワークよくディベートを行っているとは評価できるときは加点要素とする。
9. 立論は印刷したレジュメだけでなく、プレゼンテーションとして審査する。たとえば、声の大きさや聞き取りやすさ、相手方の理解への配慮なども評価する。
10. 最終弁論は、ディベートでの質疑をふまえたものであることを要件とする。たとえば、単純に自分たちの主張を繰り返すものである場合は審判員の判断で減点することができる。また、立論やディベートでまったく触れていない新たな論点を最終弁論で主張した場合には、審査員の判断により減点することができる。
11. ディベーターの独自のアイデアについて、その論拠が明確で論理性があると評価できる場合は、審判員の判断でアイデア点を加点することができる。
12. 質疑の時間で一定以上長い沈黙（20秒程度以上）が続いた場合は審判員の判断で活発度を減点することができる。

<採点方法>

1. 各審査員は採点表にしたがって採点を行い、合計点の高いチームを勝ちと判定する。合計ポイントが同点の場合には、できる限り勝敗を決するように判定するものとするが、審査員の判定として引き分けという結果を妨げるものではない。ただし、引き分けとした理由を講評の中で十分に説明することを条件とする。
2. 各試合の勝敗は、各審査員が勝ちと判定した数によって決する。この場合に引き分けという結果になる場合には、審査員の協議により勝敗を決するものとする。
3. 学修・研究内容の成果がディベートに反映されているかどうかを基本的な基準として勝敗を決するものとする。

名青税 第1試合 課税庁側立論

【主張】

本件取引は、以下の観点から輸出免税に該当しない。

- ① 本件取引は役務の提供であるため、消費法7条1項1号には該当しない。
- ② 本件取引は、国内に所在する資産に係る運送又は保管及び国内における飲食又は宿泊に準ずるもので、国内において直接便益を享受するものであるため、消費税法施行令17条2項7号ハに該当する。国内において消費されているため、仕向け地主義の観点から輸出免税の適用は認められない。

【理由】

1 本件取引の内容

X社は、訪日ツアーのうち、国内での旅行の日程、旅行客が受ける飲食、宿泊、運送等の役務の提供の内容、A社の支払う対価に関する事項を定めた計画を作成し、自己の計算において、サービス提供機関との間で、役務の提供に係る契約を締結していた。そして、X社は、A社から、旅行客に対して飲食、宿泊、運送等の役務の提供をしたことの対価を受け取っている。つまり、本件取引は、X社がA社に対して「旅行客に対して国内における飲食、宿泊、運送等の提供する」という役務を提供するものである。

2 あてはめ

① 消費法7条1項1号へのあてはめ

消費法7条1項1号において、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けについては消費税を免除すると規定しているが、本件取引は役務の提供であるため、同号には該当しない。

② 消費税法施行令17条2項7号への当てはめ

資産の譲渡等が国内取引に当たる場合において、その物品が輸出されて国外で消費される場合、あるいはサービスの提供に係るサービスが国外で享受される場合の消費税の課税の仕組みについては、仕向け地主義と源泉地主義がある。

我が国は原則として仕向け地主義を採用している。仕向け地主義とは貿易での二重課税を防ぐために、製品やサービスを最終的に消費する国で課税する考え方・仕組みのことをいう。消費税法では、仕向け地主義に基づき、輸出時に課税を免除し輸入時に課税するという輸出入品への付加価値課税の仕組みをとっている。

税制改革法10条1項では、消費税の意義について、「消費に広く薄く負担を求める消費税を創設する」と規定している。消費税の免除は例外的な取扱いであり、その範囲は限定的に考えるべきである。そこで、消費税法7条1項において列挙している取引についてのみ免税を認めている。つまり、法令において明確に規定されていない限り、輸出免税の適用は認めるべきではない。

名青税 第1試合 課税庁側立論

輸出免税に該当する取引を仕向け地主義の観点から検討してみると、資産の譲渡等の対象となった製品・サービスは、原則として国外において消費されるものであるため輸出免税の対象とされているものと考えられる。

消費税法施行令17条2項7号イロハは、仕向け地主義の観点から、国内において便益を享受する役務の提供については、輸出免税取引から除外する旨規定している。

本件取引の消費税に関する取り扱いは次のようになる。

A社が本件取引により直接享受する便益は、「X社が企画・手配した国内における飲食、宿泊、運送等の旅行素材の組み合わせを訪日ツアーに際して利用することができること」であり、その便益は、その旅行素材が所在する国内においてでなければ享受することができないものである。

したがって、本件取引は、非居住者に対する飲食又は宿泊に準ずるもので、国内において直接便益を享受するため、消費税法施行令17条2項7号ハの規定により、仕向け地主義の観点から輸出免税取引に該当しない。

【結論】

本件取引は役務の提供であるため、消費法7条1項1号には該当しない。

また、本件取引は、仕向け地主義の観点及び消費税法施行令17条2項7号の観点、さらに消費に広く薄く負担を求めることを消費税の立法趣旨とすることを考えると、輸出免税には該当しない。

<参照条文>

消費法7条1項

消費税法施行令17条2項7号

税制改革法10条1項

名青税 第1試合 課税庁側 参照条文

消費税法第7条

(輸出免税等)

第七条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。

- 一 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- 二 外国貨物の譲渡又は貸付け（前号に掲げる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第八条第一項第三号（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）に掲げる場合に該当することとなつた外国貨物の譲渡を除く。）
- 三 国内及び国内以外の地域にわたつて行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信
- 四 専ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

消費税法施行令17条2項7号

(輸出取引等の範囲)

第十七条

2 法第七条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産の譲渡等とする。

七 法第七条第一項第三号、前項第三号及び第一号から第五号までに掲げるもののほか、非居住者に対して行われる役務の提供で次に掲げるもの以外のもの

- イ 国内に所在する資産に係る運送又は保管
- ロ 国内における飲食又は宿泊
- ハ イ及びロに掲げるものに準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの

税制改革法10条1項

(消費税の創設)

第十条 現行の個別間接税制度が直面している諸問題を根本的に解決し、税体系全体を通ずる税負担の公平を図るとともに、国民福祉の充実等に必要な歳入構造の安定化に資するため、消費に広く薄く負担を求める消費税を創設する。

名青税 第1試合 納税者側立論

【主張】

X社から外国旅行会社（A社）への訪日旅行パッケージツアーの提供は、輸出免税取引に該当すると主張する。

【論拠】

1. 輸出免税の趣旨

消費税法において、輸出免税の規定を設けている趣旨として、経済的な観点から、国際的競争力の中立性を維持するため、仕向地主義を採用している。また、非課税として消費税を課さないこととは別に、0%で課税することにより、税額控除を認め、多段階課税を採用している我が国において、仕入れに係る消費税が価格に上乘せされてしまうことを排除するという目的がある。

このような観点から以下の検討をする。

2. X社A社間の取引は、消費税法7条1項1号に該当し、輸出免税の適用があること

(1) 法令等による基準

消費税法（以下「法」という。）7条1項1号は、事業者（免税事業者を除く。）が、国内において行う課税資産の譲渡等のうち、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡に該当するものについては消費税を免除すると規定している（以下「輸出免税」という。）。ここにいう資産とは、法4条3項1号、同5項1号から明らかたおり、棚卸資産、固定資産等の有形固定資産のみならず、商標権、特許権等の無形固定資産など、およそ取引の対象となる全ての資産を含む広い概念である。これらを踏まえると、消費税法基本通達5-2-1にあるように、資産の譲渡とは、先に掲げた資産の同一性を維持しつつ、それを他人に移転することであると言える。

(2) 当てはめ

X社がA社に譲渡したのは、一定数かつ一定条件で各種サービス提供機関から飲食、宿泊、運送等の役務提供を受ける権利である「サービス利用権」を、自らの企画によって組み合わせたパッケージツアーである。これは、A社の依頼を受けて各種サービス機関との交渉をするものではないため、パッケージツアーという商品の売買契約である。

この無形資産であるサービス利用権を組み合わせた一体の商品であるから「資産」に該当する。また、その資産の同一性を保持しつつA社に販売、移転しているから「資産の譲渡」に該当する。

3. X社A社間の取引は、法7条1項5号に該当し、輸出免税の適用があること

(1) 法令等による基準

法7条1項5号において、非居住者に対する役務の提供が輸出免税となることを規定している。また、役務の提供の全てが輸出免税に該当するのではなく、消費税法施行令（以下「令」という。）17条2項7号において、資産の譲渡等に類する

名青税 第1試合 納税者側立論

ものにつき、非居住者に対して行われる役務の提供で、国内に所在する資産に係る運送又は保管、国内における飲食又は宿泊、これらに準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの以外のものと規定し、役務の提供であったとしても輸出免税に該当しない場合を限定列挙している。

(2) 当てはめ

X社は非居住者であるA社に対し、国内旅行の企画立案や各種サービス提供機関の手配の代行という役務の提供を行ったにすぎない。

なお、訪日外国人はA社から日本国内で飲食等ができる権利を含むパッケージツアーを購入したに過ぎず、X社とは何らの契約関係がないので、訪日外国人が国内で受けた便益は輸出免税の適用があるかについては関係がない。

【結論】

本件取引が資産の譲渡である場合においては、法7条1項1号により輸出免税の対象となる。

また、本件取引は、「役務の提供」と評価される場合においても、法7条1項5号及び令17条2項7号イ～ロのいずれにも該当しないことから輸出免税の対象となる。

名青税 第1試合 納税者側 参照条文

【消費税法】

第四条

3 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、第三号に掲げる場合において、同号に定める場所がないときは、当該資産の譲渡等は国内以外の地域で行われたものとする。

一 資産の譲渡又は貸付けである場合 当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場所（当該資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の資産でその所在していた場所が明らかでないものとして政令で定めるものがある場合には、政令で定める場所）

5 次に掲げる行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

一 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合における当該消費又は使用

第七条

1 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。

一 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け

五 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

【消費税法施行令】

第十七条

2 法第七条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産の譲渡等とする。

七 法第七条第一項第三号、前項第三号及び第一号から第五号までに掲げるもののほか、非居住者に対して行われる役務の提供で次に掲げるもの以外のもの

イ 国内に所在する資産に係る運送又は保管

ロ 国内における飲食又は宿泊

ハ イ及びロに掲げるものに準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの

【消費税法基本通達】

5-2-1 法第2条第1項第8号《資産の譲渡等の意義》に規定する「資産の譲渡」とは、資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させることをいう。

（注）資産の交換は、資産の譲渡に該当する。

1. 主張

私たちは、不動産所得を廃止すべきだと主張します。

2. 理由

a. 現行制度では不動産所得の存在意義がない

不動産所得は、昭和15年の分類所得税と総合所得税の導入に際して設けられた。この背景としては、所得の種類、性質に応じてそれぞれ担税力に即した課税を行おうとするものである。その後、不動産所得は、昭和22年の税制改正において廃止され事業所得に統合されたことに伴い一旦姿を消した。昭和25年の税制改正において個人単位課税が採用された際に、例外措置として資産所得合算制度が設けられたことから、その資産所得の範囲を確定するために不動産所得が設けられた。その後、平成元年に租税の簡素化の観点から資産所得合算制度は廃止されたが、不動産所得自体は独立した所得区分として現在に至っている。

現行の不動産所得は、資産所得合算制度の下で資産性所得の範囲を決定するために採用された所得区分の名残である。よって現行の所得税法が個人単位課税制度を採用していることから考えれば、不動産所得の存在意義がない。

b. 不動産所得が存在することに合理的な理由がない

事業所得における事業とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務であるかどうかで判断される（最高裁昭和56年4月24日民集35巻3号672頁）。

不動産所得者の中には、自分の土地や建物を貸付けし、継続的に家賃収入を得ている者がいる。この内には、借金をしてアパートを建築し貸付けを行う者も存在する。このように不動産の貸付けによる所得であっても、事業所得にいう事業に該当する場合がある。

また、収入金額から実額による必要経費を控除して所得金額を算定するという点においては、不動産所得と事業所得との間に差異はなく、事業所得も不動産所得も総合課税として所得税の計算がされている。このような所得の性質、計算方法からすれば、両者の所得区分を別に取り扱うことに合理的な理由がないものといえる。

c. 損益通算の取扱いで整合性がとれていない

不動産所得は、不動産等の貸付けに人的役務の提供が伴わない、又はそれが付随的になされる場合の所得である。他方、不動産等の貸付けに人的役務の提供が加わり、これが一体となった給付の対価の性格を持つ場合には、事業所得又は雑所得とされる。

例えば、賄い付き下宿等のように食事を提供するなどの人的役務の提供を伴う不動産等の貸付けで、それが事業として行うものでない場合には、その不動産等の貸付けによる所得は雑所得に区分されることになる。そして、その不動産等の貸付けによる所得に損失が生じた場合には、雑所得であるため損益通算が否定される。ところが、このケースで、食事の提供等の人的役務が伴わない場合には、所得区分が不動産所得となり、損益通算が事業的規模を問わず認められることになる。

このように不動産所得に該当する場合には、同じような不動産の貸付けにもあるにもかかわらず、事業的規模を問わず損益通算が認められてしまうので整合性が取れていない。

d. 所得税の申告に手間がかかっている

法人税法において不動産貸付等における収益費用は、特別区分されることがなく、他の収益費用と合算されて、法人の所得を計算している。ところが、所得税法において不動産貸付等における収益費用は、他の収益費用と区分されて不動産所得として計算が行われることになっている。また、この計算に基づいて納税者は、不動産所得用の青色決算書（白色申告者にあつては収支内訳書）を作成しなければならないことになっている。すなわち、不動産所得と事業所得を有する納税者は、2種類の決算書を作成することになり、納税者にとって手間がかかることになる。

3. 再主張

以上のことから、不動産所得を廃止すべきだと再度主張します。

1. 主張

私たち存続側は、不動産所得を存続すべきと主張します。

2. 主張の理由

a. 租税公平主義の観点から不動産所得の規定は廃止されるものではない

憲法14条1項は、いわゆる平等権を保障し、政治的・経済的・社会的差別を禁止している。この規定は、すべての差別を禁止する趣旨ではなく、不合理な差別を禁止する趣旨であると解されているが、租税立法も不合理な差別を構成する場合に、この規定に違反して無効となる。

また、租税は、少なくとも個別の具体的給付に対する反対給付（対価）ではなく、法律に基づく一方的な課徴金であるから、その負担が国民の間に公平に配分されない限り、課税について真に国民の納得や同意を得ることはできない。この意味において、租税公平主義は、租税法律主義の存在に不可欠な前提条件でもある。

よって、**各種の租税関係条文が国民に対して不合理な取り扱いとなっている場合には、その条文は憲法14条1項に違反するので廃止すべきということになる。**

具体的に大島訴訟（最高裁昭和60年3月27日大法院判決 民集39巻2号247頁）では、「租税法分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができ」と述べられている。

このことから所得の区別が、①その立法目的が正当なものであり、かつ、②当該立法において具体的に採用された区別態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない場合には、**憲法14条1項に違反するものでないといえる。**

①不動産所得は、資産合算制度の対象となる資産所得の範囲を確定させるために設けられた規定である。現行の所得税法は、所得者個々に課税する個人単位課税が採用されている。この立法目的が現行の所得税法の制度に合致するかは別として、立法目的自体は正当なものであると考える。

②資産合算制度のように事業所得と不動産所得の所得区分を別にする実益はほとんど失われている。しかし、この区分があることで納税者に不合理な取り扱いが明らかであるとは考えられない。

よって、①、②から不動産所得の規定は廃止されるものではない。

b. 納税者の申告に支障をきたすことになる

不動産所得は、事業的規模の不動産所得と事業的規模以外の規模の不動産所得を分類して取扱いを分けている。その分類の基準としては、所得税法基本通達26-9（建物の貸付けが事業として行われているかどうかの判定）で、5棟10室基準の明確な取り扱いがされている。

仮に不動産所得が廃止されれば、不動産所得は、所得税法施行令63条12号「前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業」に該当し、この規定に該当しなければ雑所得に区分がされる。

ところで、**事業所得と雑所得の区分は、その区分の基準が曖昧であり、事業の定義について問題となることがある。**一様のメルクマールとして判例では、事業を次のように定義している。事業とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務であるかどうかで判断されている（最高裁昭和56年4月24日民集35巻3号672頁）。

不動産所得を事業所得と雑所得に区分する場合、「自己の計算と危険において独立して営まれ」という文言と「社会的地位」という文言が問題となる。たとえば、どのような問題が想定されるかということ、事業的規模の不動産所得を得ており、なおかつ安定的な給与収入がある場合には、事業所得とはいえ雑所得に区分される可能性がでてくる。この事業所得と雑所得の所得区分の基準で不動産所得を統合した場合には、さらに納税者の申告に混乱を招く恐れがある。

このように**事業所得と雑所得との曖昧な所得区分のなかで不動産所得を廃止すれば、納税者の申告に支障をきたすことになる。**

3. 再主張

私たち存続側は、不動産所得を存続すべきと再度主張します。

名青税 第2試合 参考条文

憲法

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

所得税法

第二十六条 不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（以下この項において「不動産等」という。）の貸付け（地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。）による所得（事業所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

2 不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

第二十七条 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

2 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

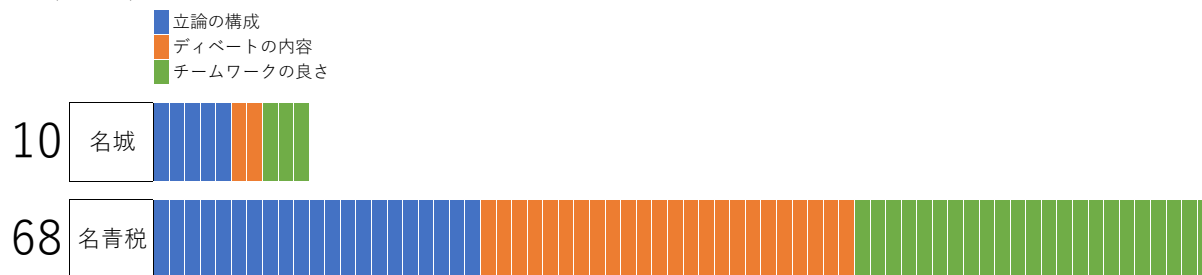
所得税法施行令

第六十三条 法第二十七条第一項（事業所得）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く。）とする。

- 一 農業
- 二 林業及び狩猟業
- 三 漁業及び水産養殖業
- 四 鉱業（土石採取業を含む。）
- 五 建設業
- 六 製造業
- 七 卸売業及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）
- 八 金融業及び保険業
- 九 不動産業
- 十 運輸通信業（倉庫業を含む。）
- 十一 医療保健業、著述業その他のサービス業
- 十二 前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業

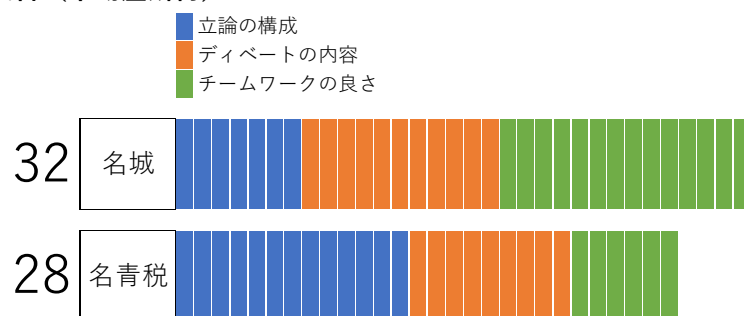
会場採点の結果

第1試合（消費税）



※当日会場採点の結果であり、審査員による正式な採点結果ではありません。

第2試合（不動産所得）



※当日会場採点の結果であり、審査員による正式な採点結果ではありません。